

旭川勤労者福祉会館

単位:円

対象者	勤労者等				一般			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
大会議室	1,260	1,360	1,780	3,460	3,670	4,200	5,250	10,500
中会議室	1,050	1,260	1,360	2,830	3,150	3,670	4,200	8,400
小会議室A	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
小会議室B	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
小会議室C	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
和室研修室A	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
和室研修室B	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
和室研修室C	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
和室研修室D	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
研修室	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
図書室・研修室	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
音楽室	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250

【備考】

- 1 「勤労者等」とは、勤労者、勤労者であった者及びこれらの者のための催しを行う者をいう。
- 2 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の利用料金は、それぞれの時間区分の利用料金を合算した額とする。
- 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

※11月1日から4月30日までは、暖房料(利用料金の2割に相当する額)が別にかかります。